

保存版

令和 6 年 4 月改定

年度更新手続きのしおり

(一人親方等・特定作業従事者団体用)

岩手労働局総務部労働保険徴収室

目 次

1. 提出書類について	1
2. 一人親方名簿の作成	2
3. 給付基礎日額変更申請書の作成	3
4. 特別加入保険料の算定	4
第二種特別加入保険料率表	6
特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）	7
5. 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の作成	8
6. 確定保険料の申告及び納付	9
7. 概算保険料の申告及び納付	10
8. 「保険料申告書内訳」の作成	10

1 提出書類について

一人親方等団体の特別加入者の労働保険年度更新手続きに係る関係書類の提出先及び提出期限等は以下のとおりです。

関係書類については、期限までに提出されないと給付基礎日額の変更承認が受けられない場合や、保険給付が受けられない場合がありますので、提出期限は厳守願います。

なお、労働保険事務組合に事務を委託している場合は、労働保険事務組合を通じて手続きをすることになりますので、事務を委託している労働保険事務組合にご確認ください。

書類名	作成部数	提出部数	提出先	提出期限
①労働保険概算・確定保険料申告書	1部	1部	金融機関（同時納付の場合のみ） 所轄労働基準監督署 又は労働保険徴収室	7月10日
②特例加入保険料算定基礎額 特例計算対象者内訳 （別紙様式第1号）	2部	1部	所轄労働基準監督署 又は労働保険徴収室	7月10日
③保険料申告書内訳	労働保険事務組合に委託している団体のみ			
④一人親方等名簿	3部	2部	所轄労働基準監督署	7月10日
⑤給付基礎日額変更申請書 （特様式第2号）	2部	1部	所轄労働基準監督署	7月10日
※ 提出期限については、7月10日が土・日曜日の場合、翌月曜日（7月11日又は7月12日）となります。				

上記①から④まで及び「特別加入に関する変更届」等は厚生労働省又は岩手労働局のホームページからダウンロードすることができます。

2 一人親方名簿の作成

一人親方名簿は、前年度から引き続き新年度も加入する者及び新年度から新たに特別加入する者をまとめて、4月1日時点において特別加入している人の名簿を作成します。

※作成上の留意点

- ① 一人親方名簿の整理番号は再度使用することなく、脱退した者の整理番号は欠番とし、新たに加入した者の整理番号新規の番号を付与して作成してください。
- ② 一人親方名簿の表紙下欄に記載してある「注意」をよくお読みください。
- ③ 一人の親方名簿の「希望する給付基礎日額」欄については、新年度の給付基礎日額を記載してください。

一 人 親 方 名 簿									
労働保険番号		府県	所管	管轄	基 幹 番 号				枝番号
031016		0	1	6	×	×	×	×	000
団 体	(フリガナ) 住 所	モリオカシ〇〇チョウイッチョウXX-XX							郵便番号
		盛岡市〇〇町一丁目×××							02
	(フリガナ) 団 体 名	〇〇チョウチイケンセツロウサイホケンミアイ							(0
		〇〇町地域建設労災保険組合							
体 担 当 者	代表者の氏名	組合長 〇村 〇郎							
	所属部所	総務課 総務係							
	(フリガナ) 氏 名	〇タニ 〇オ							(0
		〇谷 〇夫							
〔注意〕 イ、「法第33条第3号に掲げる者との関係」欄には、団体の構成員が行う事業する者についてその構成員との続柄を記入すること。 ロ、指定農業機械作業従事者の場合は、「業務又は作業の内容」欄に各人別する機械名を厚生労働大臣指定の機械の中から記入すること。 ハ、整理番号は再度使用することなく、脱退した者の整理番号は欠番とし、新たに加入した者の整理番号は、新規の番号で記入すること。(特別加入申請書等と同じ)									

整理番号	(フリガナ) 特別加入予定者の氏名	法第33条第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容	希望する給付基礎日額
1	〇タ 〇ロウ	本 人	木造建築作業	16,000
	〇田 〇郎			
2	〇オカ 〇ヤ	"	土木及び建築作業	14,000
	〇岡 〇也			
3	〇イシ 〇オ	"	木造家屋建築作業	12,000
	〇石 〇男			
4	〇ムラ 〇タ	"	建築物解体作業	14,000
	〇村 〇太			
5	〇フジ 〇ロウ	"	土木建設作業	16,000
	〇藤 〇郎			
6	〇セキ 〇ロウ	"	土木建設作業	16,000
	〇関 〇郎			
8	〇ト 〇スケ	"	木造建築作業	16,000
	〇戸 〇助			
10	〇ワタリ 〇ヤ	"	木造及び鉄筋鉄骨建築作業	14,000
	〇渡 〇弥			
12	〇ノ 〇オ	"	土木及び建築作業	14,000
	〇野 〇雄			
13	〇コ 〇コ	4の妻	建築物解体作業	14,000
	〇村 〇子			
15	〇タカ 〇イチ	本 人	建築及び作業	16,000
	〇高 〇一			
18	〇タ 〇キチ	1の長男	木造建築作業	16,000
	〇田 〇吉			
19	〇ハタ 〇ヒロ	本 人	建築設備(電気)工事業	16,000
	〇幡 〇宏			
20	〇セキ 〇ミ	6の長女	土木建設作業	12,000
	〇関 〇美			
21	〇ハン 〇ロウ	本 人	土木及び建築作業	14,000
	〇橋 〇郎			
22	〇ワラ 〇ゾウ	"	木造建築作業	16,000
	〇原 〇三			

3 給付基礎日額変更申請書の作成

既に承認を受けた給付基礎日額について、変更の希望がある場合には、以下の期間中に「給付基礎日額変更申請書」(特様式第2号)の提出が必要となります。

当該期間中以外での変更申請は認められないのでご注意ください。

- ① 前年度の3月2日から3月31日の間
- ② 年度更新期間（6月1日から7月10日の間）

注1：②の期間での申請の場合、変更を希望した特別加入者が4月1日から「給付基礎日額変更申請書」を行政が受付した日までに災害が発生した場合は、その特別加入者の給付基礎日額変更は認められないのでご注意ください。

注2：①の期間に給付基礎日額変更の申請をした特別加入者が②の期間中に再度給付基礎日額の変更申請をすることはできません。

なお、一人親方名簿の「希望する給付基礎日額」に変更後の給付基礎日額を記載するのみでは給付基礎日額の変更は認められません。必ず「給付基礎日額変更申請書」を提出してください。

また、給付基礎日額は、保険料の算定基礎となるばかりでなく、万が一保険給付を受ける事態が発生した場合の保険給付額の基礎となるものです。

給付基礎日額は、特別加入者の所得水準に応じた適正な額を申請することとされており、所得水準の調査を行った結果、所得水準と比較して著しく低水準又は高水準な額で申請していると判断される場合には、適正と認められる額に決定することとなりますので、給付基礎日額は適正な額で申請されますようご留意願います。

特種式記号

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書
(特別加入)

申請種別

36245

労働保険番号

031016XXXXXX000

申請の種別は記載しないで行ってください。(欄目が記載します。)

申請受付年月日

7年 月 日

岩手 労働局長 殿

令和XX年 3月 25日



通称番号 020-XXXX

電話番号 019-XXX-XXXX

住所

盛岡市〇〇町一丁目×-××

保険加入者の氏名

〇〇町地域建設労災保険組合
組合長 〇村 〇郎

氏名

(法人その他の団体のときはその代表及び代表者の氏名)

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

(1 枚の内 1 枚目)

変更処理番号	変更を希望する 特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する 給付基礎日額
3	〇石 〇男	12,000	14,000
15	〇高 〇一	16,000	10,000

[注記]

1. 変更を希望する特別加入者が多数により氏名欄に記載することができない場合は、総額を付して記載すること。

2. 「特別加入者の氏名」の欄上、記名を併記することにより、自動による署名をすることができ。

4 特別加入保険料の算定

(1) 特別加入保険料の基本的な考え方

既に承認を受けた給付基礎日額により算定される保険料算定基礎額（「特別加入保険料算定基礎額表」（7 頁）を参照。）に、第二種特別加入保険料率（「特別加入保険料率表」（6 頁）を参照。）を乗じて得た額が年間の特別加入保険料となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率 1000 分の 17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が 12,000 円の場合（加入月数 12 か月）。

保険料基礎額 4,380,000 円

$4,380,000 \text{ 円} \times 17 / 1000 = 74,460 \text{ 円}$ …特別加入保険料

(2) 特別加入保険料の特例計算（月割計算）の考え方

年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者で、届出により承認を受けた者の保険料については、特例として特別加入期間の月数に応じた特例計算（月割計算）が認められています。

特例計算（月割計算）の方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を 12 で除します。なお、円未満の端数がある場合は、これを 1 円に切り上げます。（「特別加入保険料算定基礎額表」中の「1 か月あたりの保険料算定基礎額」を参照。）
- ② ①で得た額に加入月数（1 か月未満の期間がある場合は、これを 1 か月に切り上げます。）
- ③ ②で得た額（千円未満は切り捨て。）に、第二種特別加入保険料率を乗じます。これにより得た額が、特例計算（月割計算）保険料となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率 1000 分の 17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が 14,000 円の場合であって、年度途中（10 月 16 日）で脱退した場合の特別加入保険料。

保険料基礎額 5,110,000 円

① $5,110,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 425,833.33 \cdots = 425,834$ （円未満切り上げ）

② $425,834 \times 7 \text{ か月} = 2,980,838 \text{ 円}$

→2,980,000 円（千円未満切り捨て）

③ $2,980,000 \text{ 円} \times 17 / 1000 = 50,660 \text{ 円}$ …特別加入保険料

(3) 特別加入者が複数いる場合の保険料の計算のしかた

特別加入者が複数いる場合の保険料については、特別加入者それぞれの保険料算定基礎額を合計し、この合計の千円未満の端数を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率 1000 分の 17）に係る、下記の特別加入者 3 名の特別加入保険料。

A さん：1 年間を通じて特別加入（給付基礎日額 16,000 円）

B さん：10 月 31 日に脱退（給付基礎日額 14,000 円）

C さん：11 月 1 日から新規加入（給付基礎日額 10,000 円）

(1) 各人の保険料算定基礎額を算出します。

A さん：5,840,000 円…①

B さん：2,980,838 円 $((5,110,000 \text{ 円} \div 12) \times 7 \text{ か月}) \dots ②$

C さん：1,520,835 円 $((3,650,000 \text{ 円} \div 12) \times 5 \text{ か月}) \dots ③$

(2) 上記 3 名の保険料算定基礎額を合計します。

①+②+③=10,341,673 円

(3) 上記合計額の千円未満を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額が特別加入保険料となります。

$10,341,000 \text{ 円} \times 17 / 1000 = \underline{175,797 \text{ 円}}$

第二種特別加入保険料率表

(令和6年4月1日改定)

事業又は 作業の種類 の番号	特 別 加 入 の 種 類		保険料率 (1000分の)	
			令和 6年度	平成30～ 令和5年度
特 1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業		11	12
特 2	建設業の一人親方		17	18
特 3	漁船による自営業者		45	45
特 4	林業の一人親方		52	52
特 5	医薬品の配置販売業者		6	7
特 6	再生資源取扱業者		14	14
特 7	船員法第一条に規定する船員が行う事業		48	48
特 8	柔道整復師		3	3
特 9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者		3	3
特10	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師		3	3
特11	歯科技工士		3	3
特12	指定農業機械作業従事者		3	3
特13	職場適応訓練受講者		3	3
特14	家 内 労 働 者 等	金属等の加工、洋食器加工作業	14	15
特15		履物等の加工の作業	5	6
特16		陶磁器製造の作業	17	17
特17		動力機械による作業	3	3
特18		仏壇、食器の加工の作業	18	18
特19	事業主団体等委託訓練従事者		3	3
特20	特定農作業従事者		9	9
特21	労働組合等常勤役員		3	3
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者		5	5
特23	芸能関係作業従事者		3	3
特24	アニメーション制作作業従事者		3	3
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者		3	3

特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）

給付基礎 日 額	年間保険料 算定基礎額	1 か月あたりの 保険料算定基礎額	加 入 期 間 別 の 保 険 料 算 定 基 礎 額									
			2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	1 0 か月	1 1 か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049
3,000	1,095,000	91,250	182,500	273,750	365,000	456,250	547,500	638,750	730,000	821,250	912,500	1,003,750
2,500	912,500	76,042	152,084	228,126	304,168	380,210	456,252	532,294	608,336	684,378	760,420	836,462
2,000	730,000	60,834	121,668	182,502	243,336	304,170	365,004	425,838	486,672	547,506	608,340	669,174

（注1）2,000円～3,000円は家内労働者のみ適用されます。

（注2）特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の作成

前記4の(2)により、4月1日から3月31日までの年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(別紙様式第1号)を作成しなければなりません。

この様式は、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して所轄労働基準監督署又は労働保険徴収室に提出(郵送可)してください。

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

令和 XX 年度分

1 枚のうち 1 枚目

		労働保険 番 号	府 県		所 掌		管 轄		基 幹 番 号						枝 番 号		
			0	3	1	0	1	6	X	X	X	X	X	0	0	0	
整理 番号	特別加入者 氏 名	給付基礎 日 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間		特 例 に よ る 理 由		加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額		特例による保険 料算定基礎額							
7	○平 ○夫	14,000 円	XX 年 4 月 1 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月 4	425,834 円	1,703,336 円									
			～ XX 年 7 月 31 日														
16	○西 ○子	16,000 円	XX 年 4 月 1 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月 12	486,667 円	5,840,000 円									
			～ XX 年 3 月 31 日														
19	○口 ○一	8,000 円	XX 年 4 月 1 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月 12	243,334 円	2,920,000 円									
			～ XX 年 3 月 31 日														
20	○関 ○和	7,000 円	XX 年 10 月 15 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月 6	212,917 円	1,277,502 円									
			～ XX 年 3 月 31 日														
22	○幡 ○宏	12,000 円	XX 年 1 月 20 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月 3	365,000 円	1,095,000 円									
			～ XX 年 3 月 31 日														
		円	年 月 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月	円	円									
			～ 年 月 日														
		円	年 月 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月	円	円									
			～ 年 月 日														
		円	年 月 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月	円	円									
			～ 年 月 日														
		円	年 月 日	1 加入	2 脱退、3 自動消滅等	月	円	円									
			～ 年 月 日														
計	4 人							12,835,838 円									

上記のとおり報告します。

令和 XX 年 7 月 10 日

郵便番号(020 - XXXX)
電話番号(019 - 999 - XXXX)

岩手 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住 所 盛岡市〇〇町一丁目X-XX

事業主 記名押印又は署名

氏 名 〇〇町地域建設労災保険組合
組合長 〇村 〇郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

6 確定保険料の申告及び納付

確定保険料は、前年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間中に継続して加入していた者、年度途中で新規加入した者及び年度途中で特別加入者でなくなった者に係る保険料を計算して、前年度に納付された概算保険料を精算するものです。

精算の結果、前年度に納付された概算保険料より確定保険料が多い場合には、その差額を（新年度保険料と合わせて）納付することになります。また、納付された概算保険料より確定保険料が少ない場合には、その差額を新年度概算保険料に充当するか、還付することになります。

保険料の計算方法については、前記4を参照してください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業
(一括有期事業を含む。)

3 1 7 5 9 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 ※入力勘定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
0 3 1 0 1 6 × × × × × - 0 0 0

② 増加年月日（元号・令和は年） ③ 事業廃止等年月日（元号・令和は年） ※事業廃止等理由

④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

1 6

令和×年×月×日

あて先 〒 020-8522
盛岡市
盛岡駅西通1丁目9番15号
盛岡第2合同庁舎5階

岩手労働局 uaj39uuy
労働保険特別会計歳入徴収官

⑦ 区分 算定期間 令和○年4月1日から 令和○年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

労働保険料 (イ) 1000分の (イ) 18.00 (イ) 1 3 7 3 1 3 0 円

労災保険分 (ロ) 1000分の (ロ) 18.00 (ロ) 1 3 7 3 1 3 0 円

雇用保険分 (ハ) 1000分の (ハ) ***.*** (ハ) 円

一般拠出金 (ニ) 1000分の (ニ) ***.*** (ニ) 円

⑩ 区分 算定期間 令和○年4月1日から 令和○年3月31日まで

⑪ 保険料算定基礎額の見込額 ⑫ 保険料率 ⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑪×⑫)

労働保険料 (イ) 1000分の (イ) 17.00 (イ) 1 4 6 4 3 8 0 円

労災保険分 (ロ) 1000分の (ロ) 17.00 (ロ) 1 4 6 4 3 8 0 円

雇用保険分 (ハ) 1000分の (ハ) ***.*** (ハ) 円

⑭ 事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑮ 事業主の電話番号（変更のある場合記入）

⑯ 延納の申請 納付回数 3

⑰ 申告済概算保険料額 1,379,700 円

⑱ 申告済概算保険料額

⑲ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)ー⑳)

⑳ 差引額 (イ) 充当額 6,570 円 (ロ) 不足額 不足額 (イ) 1 円

㉑ 加入している労働保険 (イ) 所在地 盛岡市〇〇町一丁目X-X X (ロ) 名称 〇〇町地域建設労災保険組合

㉒ 事業又は作業の種類 建設業の一人親方

㉓ 郵便番号 020-X X X X (イ) 住所 盛岡市〇〇町一丁目X-X X (ロ) 氏名 組合長 〇村 〇郎

㉔ 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

7 概算保険料の申告及び納付

概算保険料は、引き続き継続して特別加入する者及び新たに特別加入する者に係る保険料を計算して、納付するものです。

概算保険料が20万円以上になった場合には、3回に分割して納付が認められています。これを「保険料の延納」といいます。保険料の延納を希望する場合には、「労働保険概算・確定保険料申告書」の「⑰延納の申請」欄に『3』を記入の上、「⑳期別納付額」欄の第1期から第3期の納付額を計算して記入してください。

概算保険料が20万円未満の場合には、保険料の延納は認められないので一括して納付することになりますが、労働保険事務組合に事務処理を委託している一人親方等団体については、概算保険料が20万円未満であっても保険料の延納が認められています。

8 「保険料申告書内訳」の作成

（一人親方等団体から事務処理の委託を受けている労働保険事務組合のみ）

「保険料申告書内訳」（組様式第6号（乙））は、労働保険概算・確定保険料申告書に記載する申告額の内訳を記入するものです。

労働保険事務組合が作成し、前記5と同様、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して提出することになります。

組様式第6号（乙）													
令和XX年度確定 保険料申告書内訳 令和XX年度概算													
(第2種特別加入保険料)													
1 枚のうち 1 枚目													
労働局用 控 用													
(該当するものに○をつけること)													
				労働保険番号		府県		所管		管轄		基幹番号	
				0 3 1		0 1		9 X X X X 8					
① 労働 保険 番号 の枝 番号	② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別 加入 者数	令和XX年度確定保険料			令和XX年度概算保険料						
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 第2種特別 加入保険料 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 第2種特別 加入保険料 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)				
				千円		円	千円		円				
001	〇〇地域建設従事者組合	特2	18	95,082	18	1,711,476	84,680	17	1,439,560				
002	〇〇地区建設業労災組合	特2	11	59,860	18	1,077,480	59,860	17	1,017,620				
003	〇〇運送協力会	特1	14	76,650	12	919,800	81,760	11	899,360				
合 計			43	231,592		3,708,756	226,300		3,356,540				

※ 職業適応訓練、委託訓練に係る特別加入団体にあつては、「賃金総額内訳書」及び「特別加入者名簿」を労働保険概算・確定保険料申告書に添付してください。